

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

静岡県浜松市の行政区編成に係る療養費申請書の住所記載について (通知)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 6 年 1 月 1 日以降、行政区の再編のため静岡県浜松市の行政区が【別表】のとおり 7 区から 3 区に変更となります。

療養費の支給審査業務にあたって、療養費支給申請書及びその他添付書類等に記載されている住所については、旧区名であっても読み替えの対応を行いますが、各施術者及び施術団体様におかれましては、令和 6 年 1 月 1 日以降、順次それらの記載を新区名に変更・修正していただきますようお願いいたします。

【別表】

	令和 5 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 1 月 1 日から
行政区	中区	中央区
	東区	
	西区	
	南区	
	北区(三方原地区)	
	北区(三方原地区以外)	浜名区
	浜北区	
	天竜区	天竜区(区域の変更無し)

※行政区再編の詳細については、浜松市のホームページをご確認ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合
医療給付室
TEL 054-270-5530